

文教警察企業常任委員会会議録

平成22年 4 月26日

場 所 第3委員会室

平成22年 4月26日 (月曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・公立高校の授業料無料化について

出席委員 (8人)

委員 長	満 行 潤 一
副委員 長	黒 木 正 一
委員	野 辺 修 光
委員	萩 原 耕 三
委員	中 野 一 則
委員	宮 原 義 久
委員	松 田 勝 則
委員	長 友 安 弘

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	鶴 見 雅 男
警務部長	根 本 純 史
警務部参事官兼 首席監察官	長 友 重 徳
生活安全部長	横 山 登
刑事部長	柄 本 重 敏
交通部長	椎 葉 今朝邦
警備部長	中 原 雅 男
警務部参事官兼 会計課長	日 高 昭 二
警務部参事官兼 警務課長	深 田 周 作

生活安全部参事官兼
生活安全企画課長

大 町 正 行

生活安全部参事官兼
地域課長

中 園 雅 夫

刑事部参事官兼
生活安全部参事官

田 中 誠 一

総務課長

黒 木 典 明

少年課長

大 野 俊 朗

交通規制課長

杉 田 定 光

運転免許課長

仁田脇 貞 治

教育委員会

教 育 長

渡 辺 義 人

教 育 次 長
(総 括)

米 原 隆 夫

教 育 次 長
(教育政策担当)

飛 田 洋

教 育 次 長
(教育振興担当)

二 見 俊 一

総務課長

安 田 宏 士

政策企画監

吉 村 久美子

財務福利課長

福 永 展 幸

学校政策課長

児 玉 淳 郎

学校支援監

山 本 真 司

全国高等学校総合
文化祭推進室長

稲 元 雅 彦

特別支援教育室長

武 富 志 郎

教職員課長

阿 南 信 夫

生涯学習課長

興 梶 正 明

スポーツ振興課長

川 崎 重 雄

文化財課長

清 野 勉

人権同和教育室長

中 原 邦 博

企業局

企 業 局 長

濱 砂 公 一

副 局 長
(総 括)

持 原 道 雄

副 局 長
(技 術)

山 崎 芳 樹

総務課長	吉田親志
経営企画監	新穂伸一
工務課長	相葉利晴
電気課長	本田博
施設管理課長	白ヶ澤宗一
総合制御課長	山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂元修一
議事課主幹	阿萬慎治

○満行委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が文教警察企業常任委員会委員となったところでもあります。私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の満行潤一です。一言ごあいさつを申し上げます。

今回この8名で、1年間、皆様方と一緒に県政の課題について担当することになりました。中野委員、松田委員、私、3人が引き続き委員となりましたけれども、ほかの5名は新しく今回所属をしたところでもあります。県政の課題、とりわけ公安、警察行政、大変な課題があるということは十分我々も承知しています。宮崎市の殺人事件、都城の放火事件、コンビニ事件、また経済状態に影響された本当に大きな事件もこの宮崎でも起こっているという事実を我々もしっかり認識しながら、皆さんとともに安心・安全な宮崎をつくるために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、委員の皆様を紹介いたします。まず、私の隣が東臼杵郡選出の黒木副委員長です。向かって左側から、串間市選出の野辺委員、えびの市選出の中野委員、小林市選出の宮原委員、右側から、都城市選出の萩原委員、延岡市選出の松田委員、宮崎市選出の長友委員です。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の阿萬主幹、副書記の坂元主幹です。

次に、本部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○鶴見警察本部長 警察本部長の鶴見でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

満行委員長を初め委員の皆様方には、文教警

察企業常任委員会委員として御就任、まことに
おめでとうございます。また、かねてから警察
業務各般にわたりまして、深い御理解、御支援
を賜っておりますことに関しまして、心から感
謝を申し上げる次第でございます。

本県警察では、ことしの警察運営方針を「県
民の期待と信頼にこたえる力強い警察」といた
しまして、県民の皆様が安全で安心して暮らせ
る社会を実現するために、組織の総合力を結集
して、力強い警察活動を展開しているところで
ございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、
大所高所からの御指導、御鞭撻を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

本日は、年度初めの常任委員会でありますの
で、まず「宮崎県警察の組織について」及び「平
成22年度歳出予算の概要等について」、この2項
目について警務部長から説明させますが、その
前に、私のほうから執行部の紹介をさせていただ
きたいと思っております。

警務部長の根本警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の長友警視正でござ
います。

生活安全部長の横山警視正でございます。

刑事部長の柄本警視正でございます。

交通部長の椎葉警視正でございます。

警備部長の中原警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の日高警視でござい
ます。

警務部参事官兼警務課長の深田警視でござい
ます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の大町
警視でございます。

生活安全部参事官兼地域課長の中園警視でござ
います。

刑事部参事官兼生活安全部参事官の田中警視
でございます。

総務課長の黒木警視でございます。

少年課長の大野警視でございます。

交通規制課長の杉田警視でございます。

運転免許課長の仁田脇警視でございます。

以上が本年度の警察本部執行部のメンバーで
ございます。どうかよろしくお願い申し上げま
す。

○根本警務部長 それでは、早速でございます
けれども、まず初めに、宮崎県警察の組織につ
いて御説明をさせていただきます。

お手元に配付してございます資料2をごらん
いただきたいと思います。

本県警察でございますけれども、宮崎県公安
委員会の管理のもと、警察本部に5部21課1所
4隊が置かれまして、警察学校が附置されてい
るところでございます。

まず、警察本部の警務部でございますけれど
も、組織の会計事務、職員の定員、人事、懲戒、
教養及び福利厚生に関することなどを、また、
生活安全部につきましては、犯罪の予防や少年
の健全育成、雑踏警備、遭難事故等における人
命の救助及び風俗営業、質屋営業等の許認可に
関することなどを、また、刑事部でございます
けれども、殺人、強盗、窃盗、贈収賄、詐欺、
薬物に関する犯罪等の捜査や暴力団対策及び犯
罪鑑識や科学捜査の研究に関することなどを、
また、交通部でございますけれども、交通安全
対策や交通規制、交通指導取り締まり、交通事
故に係る犯罪の捜査及び運転免許に関すること
など、また、警備部でございますけれども、警
備実施や災害警備、警衛及び警護に関すること
などを、それぞれ所掌事務としているところで
ございます。

また、県内に13の警察署を置きまして、その下部機構としまして、交番及び駐在所など172カ所を設置して、県民の安全と平穩の確保に努めているところでございます。

次に、本県警察職員の定員でございますけれども、平成22年4月1日現在で、警察官1,998人、一般職員321人の、合計2,319名でございます。

警察官の定員につきましては、科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化と一層緻密かつ適正な死体取り扱い業務を推進するための検視体制の強化、この2つの必要性から、平成22年度に全国で868人の警察官が増員されたところでございます。

本県におきましては、このうち警察署鑑識体制の強化としまして4人が増員され、日向警察署刑事第一課鑑識係にこの4人を増員配置したところであります。

このほか、大量退職・大量採用期における若手警察職員の早期戦力化を図るため、教養課に「人材育成指導係」を、また、重大事案などが発生した際に初動警察活動のかなめであります通信指令の強化を図るために、地域課通信指令室に「通信指令企画指導係」を、また、東九州自動車道の延伸及び一部供用開始、高速道路の無料化に伴い予想されます高速道路における交通量や交通事故の増加に的確に対応するために、高速道路交通警察隊の体制を強化するとともに、日向警察署、延岡警察署の交通課に「高速道路対策係」をそれぞれ新設するなどしまして、本県警察の運営方針でございます「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」の確立を目指した組織改編を実施したところでございます。

続きまして、平成22年度、今年度の歳出予算の概要等について御説明をさせていただきます。

配付してございます資料3をごらんいただき

たいと思います。

警察本部の当初予算でございますけれども、先ほど申しましたとおり、本年の運営方針であります「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」として、「街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進」など6項目を運営重点に掲げて、この運営重点を柱とした各種施策を実施するための事業費の要求を行ったところでございます。

最初に、1の平成22年度歳出予算の概要についてでございます。

警察本部の今年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、284億8,638万円でございます。この予算額は、昨年度と比べますと、若手警察官がふえたことによります職員給与費の減額、また、定年退職者の数の減少によります退職手当の減額等によりまして、総額においてマイナス8億7,635万1,000円、率にしますとマイナス3%でございます。

次に、2の主な事業について御説明をさせていただきます。

まず、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動を推進するものとしまして、(1)の地域の安全を守る街頭活動強化事業1億3,253万5,000円でございます。また、(2)の安全・安心パトロール事業1億9,206万6,000円を計上しているところでございます。

地域の安全を守る街頭活動強化事業につきましては、交番相談員や警察安全相談員を計65名県内の交番や警察署に配置をしまして、警察官にかわって地理教示でありますとか各種相談の受理などを行うことによりまして、警察力を交番員の警ら活動や捜査員の外部活動などにシフトしまして、街頭活動を強化することで地域の安全を確保しようというものでございます。

また、警察本部と都城警察署及び延岡警察署

にスクールサポーターを計4名配置しまして、少年の非行防止や健全育成に資する活動を行っているところでございます。

また、安全・安心パトロール事業でございますけれども、平成21年度から緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業でございます、本年度におきましても同基金の適用が受けられることから、県内全域に拡充して実施するものでございます。

具体的に申しますと、振り込め詐欺や声かけ事案などの抑止を目的とした防犯パトロールを民間法人に委託して行う事業でございます、パトロールを行う警戒員を県内7地区に合計72名を配置いたしまして、金融機関（ATM）等への立ち寄り警戒による振り込め詐欺被害の防止でありますとか、児童生徒の通学路の巡回による声かけ事案等の抑止、駐車場、駐輪場などの巡回による街頭犯罪等の抑止など、幅広いパトロール活動を行うこととしているところでございます。

この事業によりまして、安全で安心なまちづくりを進めるとともに、雇用及び就業機会の創出にも資することとしております。

続きまして、交通事故の抑止と交通秩序の確立を図るものとしまして、(3)の交通安全施設整備事業10億6,915万円、(4)のチャイルドシートの使用及びシートベルト着用啓発事業2,970万4,000円を計上しているところでございます。

昨年中の交通事故でございますが、交通死者数、人身事故件数ともに一昨年を上回しまして、依然として厳しい現状でございます。交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものでありまして、交通事故の発生や交通量などの実態に即して、さらには地域住民や道路利用者など、こういった方々からの要望や

意見に配置しつつ、信号機41基を新設するなど、計画的な整備を図ることとしております。

また、チャイルドシートの使用及びシートベルト着用啓発事業につきましては、先ほどの安全・安心パトロール事業と同様に、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した事業でございます。

チャイルドシート及び後部座席シートベルトの着用につきましては、道路交通法で義務づけられているところでございますが、全国的に見まして、本県での着用率は低く、交通モラルの欠如、危険性の認識不足が懸念をされるところでございます。

そこで、民間企業等へ委託しまして、県内7地区に合計16名のチャイルドシート等着用指導員を配置しまして、幼稚園、保育園などに出向いて、交通事故の実態でありますとかビデオ放映等による講習を行いまして、使用と着用の広報啓発を行うこととしております。

この事業によりまして、交通事故抑止による県民の安全を確保するとともに、雇用、就業機会の創出に資することとしてございます。

続きまして、テロの未然防止と災害等重大事案対策を推進するものとしまして、(5)の災害・テロ対策充実強化事業1,854万5,000円を計上してございます。

災害やテロ発生時に警察に課せられました最大の使命は、県民の生命と財産を守り、被災者の早期救出活動及び治安の維持を行うことでございます。

このため、警察としましては、テロ発生時にも活用できる最低限必要な機能的災害用救出装備等を整備しまして、災害等発生時に万全を期すために、平成18年度から5カ年計画で整備を進めているところでございますが、今年度は、

救出活動用の油圧式カッターやエンジンポンプなどがセットになりましたレスキューセット2組を初め、発電機やエアジャッキなどを整備することとしてございます。

また、(6)の警察ヘリコプター更新に伴う航空警察活動事業費9,672万6,000円でございます。

これにつきましては、現在、本県警察に配備されております警察ヘリコプター「ひむか」がございしますが、本年度中に国の予算で小型の単発ヘリから小型の双発ヘリに更新整備される計画となっております。この更新に伴いまして、操縦士等の訓練、新型ヘリコプターに必要な電源車などの支援機器や航空機部品の整備等を行うための経費でございます。

その他、施設整備につきましては、(7)の宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業1,511万2,000円、(8)の日向警察署庁舎建設整備事業2,262万円、(9)の交番、駐在所庁舎新築事業9,251万9,000円を計上しているところでございます。

自動車運転免許センター建設整備事業につきましては、現在の運転免許試験場の老朽・狭隘化を解消するために新庁舎を建てるに当たりまして、単年度の支出を平準化することとして、警察共済組合の不動産投資事業によりまして、総額約30億円で運転免許センターを建設するものでございまして、本年度の予算額1,511万2,000円につきましては、警察共済組合からの借入金に対する利息相当償還金でございます。

本年度中に庁舎建設に着手し、平成24年1月に本庁舎が完成する計画でございまして、同年1月中には新庁舎での業務を開始したいと考えてございます。

また、日向警察署庁舎建設整備事業でございますけれども、日向署の現庁舎は、築後54年が

経過いたしてございまして、全国で最も古い警察署となっております。加えて、耐震性能も著しく低い状態でありますことから、日向地区の治安維持拠点施設として、県民の期待と信頼にこたえる機能を有する警察署庁舎を整備するものでございまして、本年度の予算額2,262万円につきましては、実施設計に要する経費でございます。

今後の事業計画につきましては、平成23年度に建設着工し、平成24年度中には庁舎完成、業務開始を計画しているところでございます。

主な整備方針としましては、「県民の期待と信頼にこたえる機能を有する警察署」として、被害者相談室や警察安全相談室などを設置しまして、各種相談業務の充実を図るとともに、十分な来客用の駐車スペースの確保や県内警察署で初めてとなりますけん銃射撃場を設けて、射撃訓練の充実によって練度を高めるなど、機能の効率化と体制強化を図ることとしてございます。

交番、駐在所庁舎新築事業につきましては、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースの確保、さらには県民の利用しやすい位置への移転等を考慮しまして、計画的に整備を進めているところでございます。

新築予定の日南警察署吾田交番と延岡警察署の南延岡駅前交番につきましては、いずれも駐車スペースが確保できていないなどの理由から、県民が利用しやすい位置へ移転新築することとしてございます。

また、高岡警察署の川口駐在所につきましては、宮崎市の行う道路拡張工事に伴い移転新築するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○満行委員長 執行部の説明が終わりましたが、

質疑はありませんか。

○松田委員 これはきょうの報告内容にかかわらずでよろしいでしょうか。

○満行委員長 できるだけこの内容についてお願いします。

○松田委員 では、後で結構です。

○満行委員長 今、説明がありました事柄につきまして質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ないようですので、その他で。

○松田委員 では、よろしくをお願いします。今、私たちも口蹄疫の問題で頭がいっぱいなんです。発生地域を中心に10キロ、20キロ圏内でいわゆる消毒ポイント、県が設置した消毒ポイントが8カ所、それから自主消毒ポイントが12カ所という報告を受けました。これを検問所と私たちは呼んでいるんですけども、当然農政関係の職員だけじゃなしに警察の方々も24時間、終息を迎えるまでそこに張りつけだと伺っておりますが、この警察のほうの検問所の体制はいかかであるのかお聞きしたいと思います。

○横山生活安全部長 口蹄疫の発生についての体制、取り組みについての御質問でございます。10年前に同じく口蹄疫が、また鳥インフルエンザも4年ほど前に発生をいたしまして、その都度、県警といたしましても、総力を挙げてその行政の取り組みについて協力体制をとってまいりました。今回につきましても、畜産農家の皆様あるいは関係者の皆様、さらには県民の皆様的心情等も配慮しつつ、本部長の指示を受けて、全庁を挙げた取り組みを行っておるところでございます。具体的には、4月20日の午前7時に県のほうから通知をいただきまして、その日の午前10時から、出入り規制等々を初めとして、さまざまな対策関係、交通規制等々を行っ

ておるところであります。4月20日は第1例目の発生でございましたし、その後、順次、現在7例まで発生しておりますけれども、7例8カ所の警戒区域及び消毒ポイント、現在までのところ8カ所、自主ポイントを含めると20カ所ありますけれども、現在、知事のほうから通知をいただいた消毒ポイントにおいて、警戒区域については出入り禁止、それと消毒ポイントについては、交通の規制、誘導、警戒等の各警察活動を実施中であります。当初の段階は1カ所でありましたけれども、現在のところ、6日間にわたりまして、延べ警察官約600名、警察車両120台を運用して、警戒等の措置を講じておるところであります。そのほかの自主ポイントにつきましても、やはり地元の皆さん方の声あるいは気持ちもございますので、各警察署長等々と連携をとりながら、警戒、誘導、立ち寄り等を実施しているところでもあります。今後とも、警察挙げて、一警察署でありますけれども、これは全県下にまたがることでもありますので、総力を挙げて協力・支援体制をとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松田委員 今、ポイントが大体県北の日之影から西都、新富までと伺っておりますが、例えば警察官が足りないと、日向署管内で4カ所ですので、延岡署のほうにも出動というんでしょうか、協力依頼が来ているということで、大変現場の警察官の方々の疲労もピークに達しているんじゃないかと思うんですが、いわゆる心身のケア、現場に出られる警察官の方々の心身のケアとか仮眠ですよね。警察署に戻って仮眠されるのか、それとも、そこに待機している車両の中で仮眠されるのか、よく存じませんが、どのようなことを心がけていらっしゃるのか、お聞きさせていただきたいと思います。

○横山生活安全部長 過去の勤務の先例的なこともございまして、今回は発生当初から8時間勤務体制をとっております。24時間でありますので、3交代勤務で、時間的にはそういうことなんですけれども、支援体制、高鍋警察署管内が発生場所のほとんどであるわけでありまして、隣接の日向、延岡はもちろんでありますけれども、北、南、それと高岡、西都、それと県警本部も執行隊が、特別機動警察隊あるいは交通機動隊あるいは機動隊とございまして、その執行隊に限らず、それぞれ本部員を動員して全部で当たると。したがって、その勤務の具体的な活動といたしましては、8時間で、具体的に申しますと、朝の8時から夕方4時まで、4時から0時まで、0時から8時までということで、3交代で回しております。ですから、その間において、車内待機、休憩所等が設けられておりますけれども、交代しながらやっておるということで、心身等に負担がかからないように体制を組んでおるところであります。以上であります。

○松田委員 早く終息を望むところです。こればかりは天災ですのでわかりません。長期化することも予測されると思うんですが、どのみち県の職員もそうですし、特に警察の方々、体調をお崩しにならないよう、これから梅雨を迎えますので、万全の御配慮をいただきたいと思っております。以上です。

○萩原委員 公安生活安全部長、大変だろうと思うんです。無理をするなどといったって無理をするだろうと思うんですよ。全く先が見えないものですから、きょうも全員協議会で話が出たんですが、自衛隊の協力体制をもある程度視野に入れたほうがいいんじゃないかなど。私は都城ですけど、都城圏域に入ると大型農場が多い

んですよ。100頭、200頭の単位じゃない。何万頭を飼育しているところが多いですから。これは各市町村が全員で頑張って、警察の皆さんも頑張っていらっしゃるんですけども、ここはやっぱり自衛隊にも、全員でかかってやらないとどうにもなりませんから、そのようなところも、警察からも県のほうに対して、やっぱり自衛隊の協力も要るんじゃないかというのを皆さんから言ってもらいと、こっちのほうはどうも警察に気を使っておるような気がしますので、皆さん方のほうから同じ地域を守るということで、ひとつ考えていただければありがたいなと思います。その辺はどうですか。

○横山生活安全部長 警察が実施しております支援体制といいますか、その活動といたしましては、あくまでも法的な根拠を、警察活動の発動でありますので、必要とするわけでありまして、今回についての、確認の意味で申し上げますけれども、警察活動を発動する根拠といたしまして、警察法2条の公共の安全と秩序の維持ということであるんですけれども、直接的には、家畜伝染病予防法の第15条で通行の制限また遮断というのを県知事と市町村長が行うということになっておりますし、家畜の移動等の制限につきましては、同法の32条1項で定められて、これは知事が移動したり移入したりあるいは移出を禁止制限するという根拠であります。先般、4月20日付で、知事のほうから警察本部長に対する協力要請が参りまして、それを受けて、その前から事実行為としてやっておりましたけれども、それを受けて、具体個別的に通行の制限、遮断あるいは規制等を行っておるところであります。したがって、個別に警察本部としましては、その体制、対応はしっかりやるという基本的な考え方は変わりませんけれど

も、やはりその辺の連携調和というものについては、知事あるいは県の知事部局と連携を緊密にとりながらやっていきたいというふうに考えております。その体制については、交通の規制あるいは移動制限というのは、警察の固有の権限と考えておりますので、この関係については、警察がしっかり受け持ってまいりたいというふうに考えております。そのほかの、ひょっとして物資の云々とかそういうものが生じる可能性があるかどうかについては、また県の当局が御判断されるというふうに考えております。

○萩原委員 この対策本部には県警は入っているんですかね、一員として。

○横山生活安全部長 対策本部員に、庁議のメンバーでございますけれども、警察本部長が入っております、その傘下の幹事会等にはうちの担当課長が入っております。

○萩原委員 そういうところで、もう自衛隊のほうもぼつぼつ来るぞと、そういうことを聞くんですよ、我々にも来るぞと。だから、役所の中で、むしろ県のほう、職員のほうが県警に気を使っておるところがないとも言えないから、むしろ警察のほうから、ここはやっぱり自衛隊にも協力をお願いしたほうがいいんじゃないですかと、そういう対策会議の中でおたくのほうから言ってもらいと、「ああそうですか、ありがとうございます」ということになると思うんですよ。やっぱり怖い顔をせずに、やわらかい顔でひとつお願いします。

○鶴見警察本部長 今の自衛隊の関係でございますけど、当然先ほど生安部長が申しましたように、庁議のメンバー、私も本部に入っておりますので、必要があれば、また提言をしていきたいとは思っております。ただ、先ほど生活安全部長が申しあげましたように、知事の権限で

いろいろな発動がされておりますので、警察といたしましては、それに応じて、可能な限り支援をしてまいりたいという姿勢でおります。主管部門のほうからも、警察のほう、しっかりやっていただいているという評価をいただいておりますし、各署にも本部長通達も出してございまして、組織を挙げて支援していくという体制でおります。今後また、必要に応じて、必要な提言はしてまいりたいというふうに考えております。

○満行委員長 そのほかございませんか。

○宮原委員 先ほど説明いただいた中に、自動車運転免許センターの整備事業というのが入っていますが、整備されることは非常にいいというふうに思っているんですが、前からいろんな形で相談をしたことがあるんですが、農耕用の大型トラクターの免許を受ける場合に、今まで免許センターには農業用のトラクターというのはないだろうというふうに思っていますが、またそれに付随して今度は牽引という車両の資格をとということで、前一回警察のほうに相談をさせていただいたときに、持ち込んである程度人数が集まると試験を受けられますよという話だった。それでも十分だというふうには思っているんですが、ただ、もし事故でもあった場合、普通の、これが大型だ、これが大型でないというのは、走れば速度が15キロ以下なのか15キロ以上なのかということになるのでわかるというふうに思うんですが、ただ、大きさだけは、大型なのか小型なのかという区別がつかないような状況だと思っておりますよ。ただ、それでも、事故をしてしまうと、きょうマスコミがいらっしやらないので発言をさせていただきますが、事故でもしてしまうと、無免許ですよねということになります。そうすると、当然無免許ですから、免許がなくなるんだろうなというふうに思うんですが、

そのあたりについて、せっかく整備されるんですから、そういったものがすぐだれでも受けられるという状況でないと、今聞くと、大型トラックで免許を取得されて、持っている免許が普通車であれば普通牽引というような形の試験制度になっている、試験を受けることになっているというふうに聞くんですが、現状そういうことでいいんでしょうかね。

○椎葉交通部長 まず、牽引のほうからちょっとお答えしますが、牽引は、被牽引車が750キログラムを超えますと牽引免許が要ります。これは大型とか普通とかいう区別はございませんで、大型免許を持っていて、いわゆる牽引する車が大型であれば大型の牽引免許があればいいわけですし、牽引免許そのものには区別はございません。一本だけしかございません。それから、いわゆる農耕用トラクターですけれども、車体の大きさも一応決まっております。速度も先ほど言われましたが、15キロで一応区分されております。当然農家の方は、メーカーさんから買われるときに、これは大特ですよ、これは小特ですよということは十分認識して買っていますので、自分が間違っ、これは小特だろう、小型特だろうと思って乗っていたら、いや大特だったと、そういうことは普通あり得ないことだろうと思っています。試験につきましても、御案内のとおり、試験車には農耕用のトラクターの試験車はございませんで、一般的な大型特殊免許の中で、農耕用の限定免許になるんですね。条件付きの免許になるわけですし、持ち込んでもらって試験を実施しているというのが実態であります。また、農業大学校等につきましては、こちらから試験官を派遣して、向こうのほうで試験をして免許を取らせているというのが実態であります。平成20年に447名が一

応取得をしているというようなデータが手元にございますので、当然どんどん農業従事者は毎年ふえていくわけですから、新しいのが来るわけですから、当然免許の必要性が出てくるんだと思いますけど、現在のところでは、免許試験そのものに、いわゆる県民の方が非常に不便を感じるような状態ではないという一応認識はしております。

○宮原委員 ただ、750キロ以上は、だから大型でない車両がないということになりますよね。だから、大型でしか車両がないということですから、例えば農家の方は、ほとんど免許を持っておられない方も非常に牽引はうまいですよ。びっくりするぐらいうまいと思います。日ごろ乗っておられるからということになります。やはり言われたように、限定免許でいいのに、限定じゃなくて大型で試験を受けるということになると、その試験を受ける金額に差が出るんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、そのあたりについては、どうせなら1台ぐらいは、せっかく免許センター整備されるんですから、ここが農業県でなければいいんですけど、食料供給基地であって日本の農業を今後担うという状況がありながら、そういった限定免許を受けることがこの地域でできないというのが非常に私は不思議に思うものですから、やはりそのあたりも検討していただいて、項目が免許としての種類があるということであれば、県の免許を受けるその機会というのを整備される以上は、整備を図っていただきたいというのが要望なものですから、これはいきなり言ってしまうということではできないと思いますので、十分検討していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。要望でいいですよ。

○松田委員 先ほど根本部長のほうから、今年

度人事の中で4人の鑑識に特化した方がやられて、そこで人材育成指導係でしたか、そういったものも設けてあるという話を伺いました。具体的に県警のほうも団塊の世代の大量退職と伺っているんですが、これからどれぐらい退職されて、またどれぐらい新規の職員を採用されるような人事構成なのかお聞かせいただきたいと思います。

○根本警務部長 今後の退職者の数と採用の見込みでございますけれども、今後10年間の定年退職者の数を見ていきますと、毎年でこぼこがございますけれども、毎年おおよそ50名から70名前後の者が退職をしていくことになっておりますので、その分を毎年採用していくことになると考えております。

○松田委員 50人から70人の新しいお巡りさんが誕生するという事なんですが、若手の人材育成というのは、どのようなところに主眼を置いて育成をされるのでしょうか。

○根本警務部長 若手警察官の早期戦力化、実務能力の向上方策でございますけれども、これは今、大量退職・採用の時期、県警の中では一番喫緊・重要な課題として、いろいろと検討を進めているところでございます。この方策として具体的にいろんなことがございますけれども、まず1つ申し上げますと、若手警察官のほとんどは、地域警察あるいは自動車警らといった係で勤務することがあるんですね。1つは優秀な警部補あるいは巡査部長を若手の指導者として交番などに優先配置をしていくという指定交番等配置制度、これを本県においてはとっているところでございます。捜査部門などの政務経験の中で、実務能力の高い者を指導者として交番とか自動車警ら係に指定配置しまして、実務を通じて若手職員を指導育成していくという方策

が1つでございます。また、技能指導官という制度が1つありまして、これは各種捜査でありますとか鑑識でありますとか、いろんな場面において各種卓越した技能を持っている方々がおられます。このプロの人たちをベテラン警察官として17名、技能指導官として指定しておりまして、この技能指導官によって具体的に技能伝承制度を図っていくということをしております。また、それ以外としまして、警視庁などへ人事交流しておりまして、本県においてなかなか経験できないような特異事件などについて勉強させて、先進的な手法でありますとか技能を本県にも持ち帰ってもらうといった目的で、警視庁や埼玉や福岡、こういったところに若手職員を出向させたりして勉強させているところでございます。また、そのほかに、優秀な技能を持っておやめになられる退職警察官を再任用したり、あるいは現在、各警察署において小グループ、4～5人ぐらいの巡査のグループをつくらせて、そこに優秀な警部補の階級にある警察官を配置して、技能向上のための勉強会でありますとか、あるいは実践的訓練を実施するなどして、こういった各種方策を複合的に取りまぜながら、若手職員の早期戦力化というのを図っているところでございます。

○松田委員 質問をいたしましたのは、よく私たち地域で、若い警察官が一生懸命頑張っているんですが、コミュニケーション能力に劣るといった話を伺っております。例えば一例として、うちの近所で朝、家の方が起きて往來に出ましたら、家の前で行き倒れの方が倒れていらっしやったと。慌ててすぐ近所、目と鼻の先にある交番に連絡をいたしました。住所を聞いた時点で、「それは管轄が違います。隣の町の駐在所になりますので、そちらのほうに連絡をしてく

れ」と言われて、それで話が終わってしまった。はらけて私のほうに連絡があったんですけれども、往々にして大変警察官、若い方々は礼儀正しいんですが、いろんな場所で上司の指導がないと自発的に動けないんじゃないかなと思えるような節を見かけることがあります。そういうふうに、まず地域の方々とのコミュニケーション能力ということが1点、それから自発的に何かあったときに、杓子定規に、マニュアルどおりじゃなくて、自分から物事を率先して行えるような、そういった部分での教育はどんげなつちよるのだろうかと思ひまして、伺いたしたいと思います。

○根本警務部長 委員御指摘のとおり、今どきの若い方々、積極的に自分から人と接したり話をしたりということがなかなか苦手であるというお話がございまして、本県警におきましても、全く同じような若手警察官、そういったところがあるんじゃないかというところで懸念をされているところでございます。それで、人前で話す力、コミュニケーション能力を高めるために、具体的にどういうことをやっておるかとお申しますと、採用時教養の場であります警察学校でありますけれども、学生が学校の教官とか同僚の前で自由なテーマで意見を発表するなどの意見発表会なんかを開催したり、あるいは警察署での研修を終えてもう一度また警察学校に戻ってくるわけですが、これは初任補修科という課程でございまして、ここの課程に入った学生についても同じように、教官や同僚の前でみずからのそういった職場体験をもとに体験発表会を開催させるなどして、自分でテーマを決めて人前で話をしてもらおうといった意味でコミュニケーション能力アップを、現場においても機転がきくような話し方、接し方というのを勉強

させているところでございます。また、社会人としての応接マナーという点についても力を入れておりまして、マナーインストラクターを講師に招いて、応接マナー講座でありますとか、あるいは礼儀作法を学ぶための華道とか茶道とか、そういったものも勉強させております。そのほか、高齢者の方々に接する機会がたくさんございますので、社会福祉センターでの介護研修なんかを経験させて、高齢者の方々の接し方、話し方、言葉遣い、そういったものを勉強させるとともに、そのほか手話講座であるとか、あるいは英会話の関係についても勉強させているところでございます。こういったところでコミュニケーション能力アップに努めているところでございます。

○松田委員 県民の思いを警察もちゃんととらえているということを知って安心いたしました。なお一層、指導をお願いしたいと思います。以上です。

○満行委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして警察本部を終わります。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時51分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび委員長に選任されました都城市選出の満行潤一です。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私たち8名が新しく当委員会の担当となりま

した。中野委員、松田委員、私、3名は引き続き委員ですが、あと5名は新しく所属となりましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。教育行政、多くの課題を抱えております。県議会としても、十分そのことは認識しながら今日までやってまいりましたが、今後とも、それとともに県政の課題の解決などに頑張っていきたいと思ひますので、1年間よろしくお願ひいたします。

次に、委員の皆様を御紹介申し上げます。隣が東臼杵郡選出の黒木副委員長です。左側から、串間市選出の野辺委員、えびの市選出の中野委員、小林市選出の宮原委員、右側から、都城市選出の萩原委員、延岡市選出の松田委員、宮崎市選出の長友委員です。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の阿萬主幹、副書記の坂元主幹です。

次に、教育長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、かねてより本県教育の振興のために御指導、御支援を賜り、心から感謝を申し上げます。教育の分野も現在、委員長からお話がありましたように、いろんな課題を抱えておるところであります。平成22年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るために、誠心誠意努めてまいり所存でありますので、どうかよろしく御指導、また御鞭撻を賜ればと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、この後は座って御説明をさせていただきます。

まず、概要説明に入ります前に、御報告を申し上げます。

ことしの4月に開校いたしました「都城泉ヶ丘高等学校附属中学校」及び「みなみのかぜ支援学校」の高等部開設についてであります。

まず、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校であります。五ヶ瀬中等教育学校、宮崎西高等学校附属中学校に続きまして、県内3校目の中高一貫教育校として都城泉ヶ丘高校内に開設したもので、4月11日に第1期生となります40人の生徒を迎え、開校式並びに入学式を行うことができたところであります。

また、みなみのかぜ支援学校高等部は、県教育委員会が取り組んでおります特別支援学校高等部設置事業の一環として開設をしたもので、4月13日に第1期生となります26人の生徒を迎え、開校式及び入学式を行うことができたところであります。

両校の開校に際しましては、県議会の皆様にも多大な御支援と御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、概要説明に入らせていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、教育委員会事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、教育次長（総括）の米原隆夫です。

同じく、教育次長（教育政策担当）の飛田洋です。

同じく、教育次長（教育振興担当）の二見俊一です。

総務課長の安田宏士です。

政策企画監の吉村久美子です。

財務福利課長の福永展幸です。

学校政策課長の児玉淳郎です。

学校支援監の山本真司です。

全国高等学校総合文化祭推進室長の稲元雅彦

です。

特別支援教育室長の武富志郎です。

教職員課長の阿南信夫です。

生涯学習課長の興梠正明です。

スポーツ振興課長の川崎重雄です。

文化財課長の清野勉です。

人権同和教育室長の中原邦博です。

なお、課長補佐につきましては、ただいまの名簿の記載をもって紹介にかえさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次に、2ページをごらんください。

教育委員の構成についてであります。

教育委員会は、委員6名で構成されております。近藤好子委員長ほか、ごらんとおりの教育委員の状況でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。

「宮崎県の教育基本方針」であります。

本県の教育は、中ほどにありますように、「たくましいからだ 豊かな心 優れた知性」をスローガンに、郷土への誇りや新しい時代を切り開いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指しております。この方針に基づきまして、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、右の4ページをごらんください。

「宮崎県人権教育基本方針」についてであります。

県教育委員会では、あらゆる人の人権を尊重する人権教育を発展的に再構築するため、平成17年度に「宮崎県人権教育基本方針」を策定したところであります。今年度につきましても、この方針に基づきまして、人権教育の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、めくっていただきまして5ページをご

らんください。

教育委員会の平成22年度予算であります。

表の下のほう、太線で囲んでおります計の欄に記載いたしておりますように、一般会計の合計は1,147億931万円、特別会計の合計は2億2,792万8,000円、総計で1,149億3,723万8,000円であります。これは、前年度の当初予算額に対しまして、額にして8,144万1,000円の減、対前年度比で99.9%となっております。

続きまして、右の6ページをごらんください。

県教育委員会事務局の組織体制をお示ししております。

このページの右上にありますように、教育事務所の欄であります。本年度の組織改正によりまして、教育事務所を中部、南部、北部の3つに再編いたしますとともに、その左下、学校政策課の枠の一番下にありますように、新たに学力・授業力向上担当を設置したところであります。

この後、次のページの7ページから17ページにかけて、各課室ごとの組織及び事務を記載しておりますが、説明は割愛させていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、教育委員会の重点施策についてであります。

委員会資料以外にカラー刷りのリーフレットをお配りしているかと思っておりますが、そちらをごらんいただきたいと思っております。「平成22年度のびよ！宮崎の子どもたち」というリーフレットであります。

このリーフレットのタイトルにありますように、「のびよ！宮崎の子どもたち」をスローガンといたしまして、現在、「第2期の明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」に取

り組んでいるところであります。

リーフレットの表紙をお開きいただきたいと存じます。開いていただきまして、すぐ右側にありますけれども、ここに全体構造図をお示ししております。第2期の戦略プロジェクトは、ごらんいただいております図の一番下の部分に記載しておりますが、平成17年度から19年度までに取り組みました第1期戦略プロジェクトにおける成果等を検証し、その継承と発展をキーワードとして取り組んでおり、本年度はその最終年次に当たります。

図の中ほどよりやや下、横長の円柱で記載しておりますが、戦略1「学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりの推進」、その上の一番左になりますが、戦略2「地域の特性を生かした多様な一貫教育の推進」、その右の戦略3「学力向上対策の推進」、戦略4「命を大切にす教育の推進」、戦略5「障がいのある子どもの教育の推進」の各戦略の目標を達成するために、各種の事業を重点的に展開することにいたしております。

続きまして、このリーフレットの一番後ろの裏表紙をごらんください。

一番上に記載しておりますが、宮崎県教育振興基本計画についてであります。

現在の教育振興基本計画は、図にありますように、既に策定いたしております、左から「宮崎の教育創造プラン」「宮崎県スポーツ振興基本計画」「宮崎県生涯学習振興ビジョン」、そして「宮崎の就学前教育すくすくプラン」の4つの基本計画をもって「宮崎県教育振興基本計画」としてあります。

現在、県では、20年後の本県の将来像を見据え、次期「宮崎県総合計画」の策定を進めているところでありますが、人づくりに係る分野の

部門別計画として教育振興基本計画を位置づけるために、4つの計画を統合した「第2次宮崎県教育振興基本計画」を平成23年7月を目途に策定してまいります。そのような、来年の7月を目途に策定してまいりたいと考えております。

最後になりますが、今年度も子供たちの人間力をはぐくむ教育の推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上であります。引き続き、担当課・室長のほうから教育委員会の新規・主要事業等につきまして説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○福永財務福利課長 財務福利課関係につきまして御説明申し上げます。

文教警察企業常任委員会資料の17ページをお願いいたします。

「県立学校耐震対策事業」でございます。

これは、1の事業の目的にありますように、耐震補強が必要な校舎等について計画的に補強工事等を行い、生徒の安全はもちろん、地域住民のための応急避難場所の確保にも資するものでございます。

2の事業の内容につきましては、昭和56年以前に建設されました非木造で2階建て以上または延べ床面積200平方メートルを超える建物につきまして、平成18年度までに終了いたしました耐震診断の結果、耐震補強の必要性があるとされたものについて、計画的に耐震補強工事等を行うものでございます。

本年度の具体的な事業内容につきましては、(1)にありますように、耐震補強工事に係る実施設計を、本庄高校、日向高校、小林高校の3校3棟について行います。

また、(2)にございますように、耐震補強工

事を、宮崎南高校、高鍋農業高校、延岡地区第一生徒寮の2校1生徒寮の3棟で実施いたします。

事業費は、3にありますように、5億3,876万円でございます。

次に、同じ資料の24ページをお願いいたします。

その他報告事項「公立高校の授業料無償化について」でございます。

まず、1にありますように、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が4月1日から施行されたところでございます。

枠内に掲げておりますのは、同法の抜粋でございますが、この法律の第3条において、「学校教育法第6条本文の規定、これは「授業料を徴収することができる」というものでございますけれども、この規定にかかわらず、公立高等学校につきましても、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りではない」旨、定められております。

この「特別の事由」の例といたしましては、2の(1)にありますとおり、①として一度高校を卒業している生徒、及び②として3年または定時制・通信制においては4年を超えて公立高等学校に在籍している生徒、いわゆる留年生の2つの例が国から示されております。

また、(2)にございますように、文部科学省の見解におきましては、こうした「特別の事由」に該当する者から授業料を徴するか否かは、各都道府県の判断によるとされているところでございます。

そこで、これらを受けての本県における対応といたしましては、3の(1)にありますとおり、法成立に伴いまして、同法の規定により、本年4月1日以降、県立高校における授業料は不徴収となるものでございます。

一方、(2)にありますとおり、法成立を受けて、本県の授業料の規定がございます「教育関係使用料及び手数料徴収条例」の改正を6月議会に上程することといたしております。

なお、参考にありますとおり、高等学校の定時制・通信制課程において特定科目のみを履修する科目履修料につきましても、授業料に該当しないものでありますため、本年4月1日以降におきましても、引き続き徴収することとなっているものでございます。

また、最後に、イメージ図としてこの制度の仕組みを掲載しておりますけれども、これまで徴収しておりました授業料相当額について、国が直接県へ交付する仕組みでございまして、生徒及びその保護者が申請などの事務を行う必要はございません。

財務福利課関係につきましては以上でございます。

○児玉学校政策課長 学校政策課関連の事業について御説明申し上げます。

同じ資料の18ページにもう一度戻っていただきたいと思っております。

新規事業「県立高等学校キャリア教育総合推進事業」について御説明いたします。

1の事業の目的であります。この事業は、高校生が将来への夢を描き、目標を持って努力し、宮崎の産業を元気にできる人材へと成長できるように、キャリア教育を充実推進するものであります。

2の事業の内容であります。1のキャリア

ア教育の充実推進では、すべての県立高校でインターンシップを実施するほか、企業経営者などの地域人材を講師として招聘し、講演・出前授業等を行うほか、進路の未決定者に対する心のケアも含めた支援セミナー・説明会を実施いたします。

(2)の普通科高校におけるキャリア教育の推進では、将来のあり方、生き方を考えた大学進学や、進路指導の充実を図るために、3校を指定して、本県の普通科におけるキャリア教育の基盤づくりを推進するものであります。

ここには記載しておりませんが、本年度フロンティア科が新設された都城西高校、地域的にも医師不足が課題となっており、また医療機器産業の集積を目指す県北地域の延岡高校、そして就職者の割合が普通科としては高い福島高校の3校で取り組んでまいります。

(3)の宮崎ものづくり人材育成塾では、地域の産業界と連携して本県のものづくりを担う人材育成を推進するために、工業高校の各学科の代表性を一堂に集め、協力をいただく企業での実践的・先端的な実技研修や企業経営者との意見交換等を2泊3日の合宿形式で行うものであります。

事業費は1,043万3,000円であります。

学校政策課からは以上であります。

○稲元高総文祭推進室長 第34回全国高等学校総合文化祭開催事業につきまして御説明申し上げます。

同じ資料、常任委員会資料の19ページをお願いいたします。

この事業は、1の事業の目的にありますように、芸術文化活動に取り組む全国の高校生の文化の祭典、「全国高総文祭みやざき2010」を、ことしの8月1日から5日まで本県で開催するも

のであります。

次に、2の事業の内容であります。まず、(2)の開会行事では、8月1日に宮崎市民文化ホールで総合開会式を開催いたします。その後、宮崎市橋通りにおきまして、マーチングバンドなど約2,000名の生徒によるパレードを行うことといたしております。

次に、(3)部門開催では、開催を義務づけられている①規定部門に、演劇や囲碁などの18部門、開催県が企画する②協賛部門に、国際・ボランティアや農業など6つの部門を計画いたしております。

大会の見どころといたしましては、総合開会式における国際交流での各国の発表や本県の神話などを題材にした開催県発表の創作劇などのほか、各部門における高校生トップレベルの演技や演奏などが挙げられます。

また、みやざき大会の特徴的なものといたしまして、囲碁部門におきましては、ハマグリ基石と榎の木の碁盤の使用や、本県が生んだ歌人「若山牧水」生誕の地を訪ねる文芸部門を初め、青島、西都原、高千穂などといった本県の自然や歴史を生かした交流会なども計画いたしております。

次に、(4)の開催規模であります。この大会には、毎年、国内外から約2万人の高校生が参加しておりますが、みやざき大会では、これまでの開催県の状況などから、生徒や引率教員、観覧者などを合わせまして、11万人規模を見込んでいます。

恐れ入ります、お手元にこのようなパンフレットが届いているかと思えますけれども、こちらのほうを開いていただきますと、開催会場を含め総合開会式とパレード及び全24部門の概要を記載しております。

さらに、大会のイメージをできるだけお伝えできますように、先催県の様子を写真で紹介した資料も添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

また委員会資料にお戻りいただきまして、19ページ、一番下にありますが、3の事業費でございます。1億6,929万8,000円を計上いたしております。

開催までいよいよ3カ月余りとなりまして、現在、開催に向けての準備を進めておりますけれども、この大会を成功に導くためには、県民の皆様へ周知を図ることが極めて重要でありますことから、さまざまな機会を通じまして大会のPRを行っているところであります。宮崎県の文化のレベルをはかる契機とするとともに、県外の皆様へ「宮崎に来てよかった。また来たい」と思っただけのような「みやざき大会」にしたいと考えております。今後とも、より一層の御支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○武富特別支援教育室長 特別支援教育室の重点事業について御説明いたします。

同資料の20ページをお開きください。

「特別支援学校高等部設置事業」であります。

1の事業の目的にありますように、特別支援学校の小学部から高等部までの一貫した教育をそれぞれの地域で実施するために、宮崎市清武町にありますみなみのかぜ支援学校、都城きりしま支援学校小林校、日向ひまわり支援学校、新富町にあります児湯るびなす支援学校の4校に高等部を設置し、障がいのある子供たちの自立と社会参加を推進するものであります。

2の事業の内容につきましては、(1)にありますように、各特別支援学校に設置しております高等部設置準備委員会において、教育目標、

教育方針、教育課程等の検討を行います。

また、(2)にありますように、今年度、高等部を開設しましたみなみのかぜ支援学校を初め、来年度の開設を目標にしております都城きりしま支援学校小林校及び日向ひまわり支援学校においては、教室などの設置に係る施設改修工事等を行い、平成25年度の開設を目標にしております児湯るびなす支援学校においては、基本設計を行うものであります。

さらに、(3)にありますように、みなみのかぜ支援学校、都城きりしま支援学校小林校及び日向ひまわり支援学校の机・いす、教材・教具等を整備することとしております。

3の事業費といたしましては、4億2,705万8,000円であります。

続きまして、資料の21ページをごらんください。

「延岡総合特別支援学校（仮称）設置事業」であります。

1の事業の目的にありますように、「延岡総合特別支援学校（仮称）」基本構想に基づき、延岡地区の特別支援学校3校、延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校の3校を統合し、延岡西高校跡地に複数の障がいに対応した総合特別支援学校を整備し、医療・福祉・保健・労働等の関係機関等と連携して、幼児期から卒業後まで一貫した支援の実現を図ることにより、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進するものであります。

2の事業の内容につきましては、平成24年度の設置を目標に、(1)にありますように、特別支援学校3校関係者等で構成される開設準備委員会を開催し、学校の組織運営、教育課程等の学校機能、さらに付加機能である医療・福祉・労働等と連携した支援体制の構築について検討

するとともに、(2)にありますように、管理棟の新築、聴覚障がい教育棟の設置に係る改修工事等を行うほか、知的障がい教育棟、肢体不自由教育棟などの実施設計を行うものであります。

3の事業費といたしましては、4億9,543万3,000円であります。

特別支援教育室の説明は以上であります。

○阿南教職員課長 同じく、常任委員会資料の22ページをごらんいただきたいと思っております。

教職員課のほうから、新規事業「中学校1年生少人数学級推進事業」について御説明をいたします。

この事業は、1にありますように、平成20年度からモデル校6校で実施した中学校1年生の少人数学級の試行結果を受け、小学校から中学校に進学した際に、生徒が中学校生活になじみず、不登校生が増加したり学力差が生じたりするなどの課題の改善を図り、中学校3年間の落ち着いた学校生活を送る基礎とするため、中学校1年生に35人以下の少人数学級を実施するものであります。

この少人数学級の実施のため学級数が増加した学校へは、2の(2)にありますように、学校全体の各教科の授業時数が増加するため、その学校の教師の状況により、必要となる2教科を選択し、授業を担当する非常勤講師を配置するものであります。

3の事業費といたしましては、非常勤講師配置の経費として1億7,379万4,000円となっております。

今年度、既にこの事業の実施により、従来であれば1年生の生徒数が1学級当たり36人以上となる中学校41校で学級数が増加し、該当校での1学級当たりの平均生徒数が37.1名から29.6名となったところであります。これによりまし

て、生徒一人一人によりきめ細やかな指導が可能となる体制が整ったところであります。

教職員課からは以上であります。

○興梠生涯学習課長 23ページをお願いいたします。

生涯学習課から、新規事業の企業の力を教育に！「みやざきの教育」アシスト事業について説明を申し上げます。

この事業は、1の事業目的にありますように、企業がお持ちになっておられます専門性や人材など、これらは見方を変えますと大変貴重な教育的資源とも言えるわけですが、これらの教育的資源を活用するための仕組みづくりを進めることによりまして、企業が積極的に教育支援活動に参画できる環境を整備し、地域ぐるみの教育の普及・発展を図ることを目的としております。

次に、2の事業の内容であります。

初めに、(1)のアシスト企業との連携による教育支援システムの構築についてであります。このアシスト企業とは、資料①の一番下の米印にありますように、学校、家庭、地域のニーズに応じて連携・協力をいただく企業、会社、事業所、団体等のことでございます。

そこで、①であります。アシスト企業を広く募集しまして、活用しやすいように「企業バンク」を構築し、学校を初めとする関係先や県民に対して、その周知を図るものでございます。企業バンクとは、括弧書きにありますとおり、県の生涯学習情報を提供する新たなホームページを作成しておりますが、「みやざき学び応援ネット」と申しますが、これに企業名などを登録することでありまして、登録していただいた企業に行っていただける教育支援活動内容等を紹介するなどしまして、その運用を積極的に行っ

てまいりたいと考えております。

これまで、各市町村はもちろん、経済関係団体や企業等を職員が訪問させていただきまして、本事業の説明を行っているところでございますが、4月25日現在で12社に登録をいただいているところでございます。今後は、本年度100社の登録を目標にしながら、企業バンクを活用して、学校などの関係先と企業との調整、コーディネートを行ってまいります。

次に、②でございますが、企業力を活用した教育環境づくりの機運を高めるため、県内3カ所で企業等と連携した講演会やパネルディスカッションなどのイベントを、主に10月の「みやざき子ども教育週間」に合わせて実施するものでございます。

次に、③であります。企業等からの要請に応じまして、社員の研修会等に教育委員会の職員を講師として派遣するものでありまして、児童生徒の保護者であることも多い事業主や従業員の方々の家庭教育の充実などに資することをねらいとしております。

最後に、(2)の地域教育ネットワーク会議の開催であります。これは、アシスト企業や関係団体の代表者による会議を開催しまして、事業の円滑な推進を図るものでございます。

本事業によりまして、教育に関心のある多くの企業が学校支援などにかかわることで、地域ぐるみの教育環境づくりがより推進できるものと考えております。

説明は以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○長友委員 まず、県立学校耐震対策事業についてでありますけれども、耐震診断というのは平成18年に終了したということで、計画的に耐

震化工事が行われてきていると思うんですけれども、本年もこういう学校が対象になって、その事業を進められているということですからけれども、平成18年時で調べて耐震工事が必要だったという対象の施設のほぼ何%ぐらい今やっているか、進捗率ですね、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○福永財務福利課長 耐震化率でございますけれども、平成22年3月31日現在、県立学校におきましては88.0%でございます。

○長友委員 急がれるところから進められていると思いますけれども、できるだけ100%になるように、またぜひ御努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点いいですか。学校政策課、県立高等学校キャリア教育総合推進事業ということで、インターンシップの実施とか外部講師の招聘とか、さまざまなことが行われているわけですがけれども、具体的にはやはりそういう細かなことが必要だと思うんですけれども、これはちょっと私の意見になるからあれですがけれども、やっぱり宮崎県の発展というか、今後、振興ということ考えたときには、生徒に対してそういう目的を植えつけてやるということではできないと思うんですね。しかしながら、指導者陣というか指導者側としては、本当に大きな志を持って、そして世界的にも活躍できる、また郷土の発展にも大いに貢献してくれるような、そういうスケールの大きな人材というか、そこ辺のやっぱり将来そういう方々が育っていくようなこともらんだ力強い教育というか、それを指導陣としてはよく検討していただけてやっていただく必要があるんじゃないかなど。具体的には、それぞれの教育目標に応じて、いずれにしる、どんなことにも対応できるようなそう

いう子供が育てばいいわけですがけれども、教育委員会としては、そういうこともぜひ討議していただいて、本当に活力に満ちたそういう子供たちが育っていくようお願いしたいなど、これは私の意見としてお願いしておきたいと思えます。要望でいいです。何か考えがあれば。

○児玉学校政策課長 学校の先生方の指導力、資質を高めるというのは非常に大事なことだというぐあいになっておまして、今回の御説明申し上げました中に入っておりませんが、こういった先生たちの指導力を高める事業というのも展開しております。また、大学であるとか、あるいは専門学校であるとか、あるいは企業等に先生たちを派遣して、最先端に触れるというようなこともやっておりますので、今、委員のおっしゃられたようなことにつきまして、これからもさらに取り組んでまいりたいというぐあいになっております。

○長友委員 何かの機会に申し上げたと思うんですがけれども、やはりこれから先、世界の経済にしてもアメリカから東南アジアにシフトしていることやありまして、そういう意味での語学力というか、それが大事じゃないかということをやちょっと質問させていただいたことがありますけれども、以前から言われておりますけれども、やっぱり語学力とそれからITの活用能力といいますか、これは切っても切れないというか、今から必要欠くべからざる非常に重要なことになろうかと思っておりますので、そういう能力を高等学校課程修了するまでに、本当に日本全国に負けないぐらいの力がつくようなそういう教育をしておいていただくと、どこに出てもこれはしっかり生き延びていけるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、もう1点いいでしょうか。生涯学習課の企業の力を教育に！「みやぎきの教育」アシスト事業と、こういうのがありましたけれども、もうちょっと具体的な例というのがあれば、こんなふうなものを用意したいんだというのがあれば、ちょっと説明を願えたらと思えますが。

○興梠生涯学習課長 現在、例えば企業におかれましても、学校に出かけていまして出前授業をやるか、それから企業の施設がございしますので、工場見学を受け入れておられる、あるいはインターンシップの受け入れ等されておりますけれども、この事業につきましては、広くはそういったものの仕組みをきちっとつくっていくということになろうかと思えます。こういった取り組みの方向性については、経済界とかそれから企業さんたちも賛同していただいているんですけれども、きちっとマッチングができていない。企業の思いと、それから、そういった企業の専門性だとかニーズというのは、学校教育なり地域の教育にできれば活用したいと思っておられる学校あるいは地域の方々が多いんですけれども、一方では企業のほうは、CSR、社会貢献をするのに教育の分野で貢献したいという思いがあるんですが、その辺が十分マッチしていませんので、この事業で十分マッチングさせていくというふうに考えておりますし、その内容としては、企業がおできになること、さまざまございまして、それをきちっと整理し、調整していくということでございまして。

○長友委員 これは学校の生徒さんあたりも参加できるというやつですかね。

○興梠生涯学習課長 先ほど申し上げました、例えば学校に企業の専門家が呼ばれて行って出前講座を行っていただくとか、そういうことも

もちろん想定しておりますし、企業のほうに生徒さんたちが出かけて行って企業で勉強していただくということも考えております。そういうふうな御協力をいただいて、教育環境をより高めていくというような考えでございます。

○長友委員 本県においては非常に企業等も少なくて、本当に若い生徒さんたちが触発を受けるというか、触発を受けるということは非常に大事だと思うんですね。いろんな分野で、医学だろうとそういう法律学であろうと、さまざまところでそういう触発を受けるということは大事だと思いますので、このアシスト事業等もその一助になればいいと思いますので、できるだけ企業に参加をしていただいて有効な活用をお願いできればいいかと、こういうふうに思います。

○松田委員 長友委員の質問で関連で伺います。先ほど長友委員のほうから、先生、教職員の指導体制、あと資質という話が出ましたが、先日の報道で、今、県が掌握しております教職員の人事、これを市町村にもおろしていくような話がちょっと報道されました。まだ大まか決まっていないようですが、県内において、やはり当県の場合は、大変県土が広い上に異動のことやなんかもありまして、そういったそれぞれの市町村単位での教員人事ということ望む声も現場からは聞いておりますが、県としてはどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○阿南教職員課長 人事権移譲につきましては、地方分権を推進する観点から重要なことだというふうに考えております。ただし、仮に市町村ごとに人事権が移譲された場合には、新規採用希望者が都市部に集中したり、僻地等学校への人材確保が困難となるというようなことで、教育水準の地域間格差が生ずるのではないかと

うふうに考えていますので、これらの課題が解決する方法はないかということで研究していきたいというふうに考えております。

○松田委員 続きまして、最近、近隣の九州の管内の県を回りました。教育委員会なんか顔を出すと必ず言われるのが、「宮崎県の教育委員会さん、すごいですね」と言われるんですね。何がすごっちゃろうかと思ったら、「馬力がある」と。「特に教育、特別支援学校の4校と同時の高等科設置なんて、これは考えられんことだ」ということで、大変注目を集めているということで、私もうれしく思いました。その中で、教育次長に、飛田先生にお伺いしたいんですが、大宮高校の校長から次長になられたと、大宮高校のほうでも生徒たちの間から校長先生の慰留の話まで出たんだそうですが、そういった中でありながら、また飛田先生がこの教育委員会に戻ってこられました。どのような意図があったのかは別といたしまして、次長の思いをお聞かせいただけたらと思います。

○飛田教育次長（教育政策担当） 教育長が、私、全く賛同するんですが、学校というのは、子供たちの輝く瞳、そしてはじける笑顔があふれるような学校が理想だと言われます。そこのお手元のリーフレットに、「若竹の伸びゆくごとく子ども等よ真直ぐにのばせ身をたましひを」と書いてありますが、大宮高校の正門に毎朝立っていました。小学生がランドセルをからって学校へ登校していきます。「おはよう」と言いながら、大宮の生徒だけじゃなく小学生の子供たちにも声をかけました。あのランドセルには、きっとこの若竹のごとくの思いが、親の思い、そしてじいちゃん、ばあちゃんの思いが詰まってると思うんですね。そういう現場で見た思いを大切にしながら、子供たちがきょうも頑張るぞと、

そういう決意をして校門をくぐって、帰るときには夢や希望を詰めて帰れるような学校になるように、そして県民の皆さんの文化振興とかにもそういう思いで県民の皆さんが頑張っていたできるように、精いっぱい現場感覚を大事にしながら職責を全うさせていただこうと思います。以上でございます。

○満行委員長 そのほかございませんか。

それでは、以上をもちまして教育委員会を終わります。

執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時37分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども 8 名が文教警察企業常任委員会委員となったところであります。私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の満行潤一でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

1 年間、皆さんとともにこの委員会を担当することになりました。よろしくお願ひ申し上げます。中野委員、松田委員、私は引き続き当委員会委員となりましたが、ほかの 5 名は入れかわりました。皆さんとともに課題解決に向けて頑張っていきたいと思ひます。1 年間よろしくお願ひいたします。

次に、委員を紹介申し上げます。まず、隣が東臼杵郡選出の黒木副委員長です。左側から、串間市選出野辺委員、えびの市選出中野委員、小林市選出宮原委員、右側から、都城市選出萩原委員、延岡市選出松田委員、宮崎市選出長友委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。正書記の阿萬

主幹、副書記の坂元主幹です。

それでは、局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○濱砂企業局長 企業局長の濱砂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども企業局といたしましては、電気事業を中心に、工業用水道事業、それから地域振興事業、この 3 つの事業を経営しているところでございますが、最近の情勢を見ますと、電力の自由化の進展ですとか、あるいは低炭素社会の実現に向けての取り組みなど、大きく環境が変わりつつございます。そういう中にありまして、私どもといたしましては、これまで築き上げてこられましたこの 3 つの事業を、さらに維持発展して安定的な経営ができますように、全職員、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。どうぞよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、局本庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料、1 ページをごらんください。

ここに幹部職員の名簿を載せておりますので、これをごらんいただきながら御紹介をさせていただきます。

まず、副局長（総括）の持原道雄でございます。

副局長（技術）の山崎芳樹でございます。

それから、総務課長の吉田親志でございます。

経営企画監の新穂伸一でございます。

それから、参事兼工務課長の相葉利晴でございます。

電気課長の本田博でございます。

施設管理課長の白ヶ澤宗一でございます。

総合制御課長の山下雄一でございます。
続きまして、課長補佐でございますけれども、
総務課課長補佐の井上直三でございます。
工務課課長補佐の上山孝英でございます。
同じく、工務課課長補佐の平松信一でございます。
電気課課長補佐の瀬戸口和仁でございます。
同じく、電気課課長補佐の森本誠二でございます。
施設管理課課長補佐の喜田勝彦でございます。
同じく、施設管理課課長補佐の上石浩でございます。
次の総合制御課課長補佐の新見剛介でありますけれども、本日は都合により欠席させていただいております。
最後に、議会担当でございます総務課主幹の橋本文人でございます。
同じく、主査の橋倉篤寿でございます。
以上で御紹介を終わります。
それでは、委員会資料に基づきまして、所管事業の概要を説明させていただきます。
まず、2ページをごらんください。
平成22年度の企業局の組織体制は、本庁5課1出先機関、職員数117名となっております。
なお、中ほどのところに、出先機関の北部管理事務所がございますけれども、これは日向市にございまして、工業用水道事業を管理しております。
それぞれの課及び事務所の主な事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりでございますが、説明は省略させていただきます。
4ページをごらんください。
続きまして、事業概要であります。
企業局では、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3つの事業を実施しております。

まず、その中でも基幹事業でございます電気事業であります。

①の沿革であります。本県におきましては、昭和13年に県営電気事業が発足して以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題と位置づけまして、これまでに6つの河川総合開発事業が完成しております。

河川総合開発事業は、河川管理者でございますが、企業局が委託を受けて多目的ダムを建設し、発電を行いますとともに、流域市町村の水害防止やかんがい用水等を確保するなど、事業を通じて県財政や地域の発展に貢献しているところでございます。

②の事業の規模であります。現在、発電所は12カ所ございまして、その最大出力の合計は15万8,000キロワットでございます。全国26の公営電気事業をやっている中で3番目の規模でございます。これで発電しました電力は、九州電力へ供給しているところでございます。なお、すべての発電所は、企業局庁舎8階にございまして総合制御課から集中監視制御を行っているところでございます。

次に、③の緑のダム造成事業でございます。この事業は、平成18年度から、安定的な電力の供給に資することを目的に、企業局の発電事業に関係するダムの上流域を対象といたしまして、未植栽地を買収し、水源涵養機能の高い森林として整備しているものであります。これまでに167.2ヘクタールを購入しまして、81ヘクタールに植林を実施しているところでございます。

さらに、④の新エネルギーへの取り組みでございますが、平成22年2月に、日向市の工業用水道施設配水池で、30キロワットの太陽光発電設備を設置したところでございます。

5ページをごらんください。

(2)に各発電所の概要を載せておりますが、表の一番下にありますように、最大出力の合計は15万8,000キロワットとなっております。

次に、(3)の電気料金の改定であります。

電気料金につきましては、2年ごとに改定することになっておりまして、昨年度は平成22・23年度分の電気料金について九州電力と交渉を行ったところでございます。その結果、減価償却や支払い利息などの費用が減少したことなどにより、42億2,775万9,000円となりまして、平成20・21年度に対して約2億6,500万円、率にして5.9%の減となったところでございます。

(4)は、工業用水道施設配水池に設置しました太陽光発電設備の全景でございます。

次に、6ページをお開きください。

工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要であります。工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年10月から給水を開始しました。その給水能力は、日量で12万5,000立米となっております。現在、旭化成株式会社など13社に給水を行っているところであります。

また、工業用水道施設につきましても、発電所と同様に、企業局の本庁舎から監視制御を行っているところでございます。

次に、下の(2)の表でございますけれども、企業別の契約水量について記載したものであります。表の一番下にございますように、13社の契約水量の合計は、日量12万4,618立米となっております。

7ページをごらんください。

施設の概要を記載しております。

上の図面の左端の耳川から取水しまして、総延長9.3キロメートルの送水管、青い線で示して

おりますけれども、この送水管を使いまして、右側の細島工業団地に工業用水を供給しているところでございます。

また、下の写真は、左側が日向市東郷町にあります北部管理事務所の浄水場でありまして、右側の写真は日向市細島地区にある配水池の写真でございます。

次に、8ページをごらんください。

地域振興事業であります。

(1)の事業の概要でありますけれども、電気事業の地域還元事業といたしまして、一ツ瀬川の河川敷にゴルフ場などを整備したもので、低廉な価格でサービスを提供することにより、地域振興と県民福祉の向上に寄与しているところでございます。

平成2年11月から営業を開始いたしまして、今年度でちょうど20年目を迎えるわけですが、ことし3月までのゴルフ場の利用者数の累計は、86万人を超えております。

(2)の施設の管理運営につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、昨年度からは、第2期の指定管理者として、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが5年間の予定で管理運営を行っているところでございます。

参考といたしまして、ゴルフ場の利用料金表及び施設の概要を掲載しております。ゴルフコースは、パブリックの18ホールでございます。

なお、経営状況につきましては、指定管理者が実施する主催コンペやサービスの拡充などもございまして、おおむね順調に推移してきているところでございます。今後とも、指定管理者と連携を図りながら、利用促進とサービスの向上に努めてまいります。

次に、9ページをごらんください。

平成22年度公営企業会計予算の概要であります。

(1) の電気事業であります。

まず、業務の予定量であります。九州電力に卸売する年間供給電力量は、5億965万1,000キロワットアワーとしております。これは、県内の全世帯が年間に消費する電力量の約30%に相当する量でございます。

次に、収益的収入及び支出でありますけれども、これは大まかに申し上げますと、1事業年度だけの営業の収支をあらわすものでございまして、事業収益は、電力料や財務収益など48億6,452万5,000円で、事業費は、職員給与費、減価償却費など45億9,206万円となっております。この結果、収支残は2億7,246万5,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出であります。これは経営規模の拡大などを図るために要する諸施設の整備、拡充等に要する収支をあらわすものでありまして、資本的収入は3億8,326万4,000円で、資本的支出は、建設改良費、一般会計への貸付金、企業債償還金など、20億140万8,000円となっております。この結果、収支残は16億1,814万4,000円の不足となっておりますけれども、不足額につきましては、表の枠外の米印にありますように、過年度分損益勘定留保資金などにより補てんすることといたしております。

次に、(2) の工業用水道事業であります。

業務の予定量であります。事業所13社に對しまして、年間総給水量を4,548万5,570立米としております。

次に、収益的収入及び支出でありますけれども、事業収益は給水収益など3億3,858万円で、事業費は3億1,065万9,000円となっております。この結果、収支残は2,792万1,000円となります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入はございません。資本的支出は、建設改良費、借入金償還金など、1億9,433万7,000円となっております。この結果、収支残は1億9,433万7,000円の不足となりますが、これにつきましても、過年度分損益勘定留保資金などにより補てんすることとしております。

次に、(3) の地域振興事業であります。

業務の予定量であります。ゴルフ場の年間施設利用者数を3万7,500人としております。

収益的収入及び支出であります。事業収益は、ゴルフ場の指定管理者からの納付金など2,599万円、事業費は2,438万3,000円となっております。この結果、収支残は160万7,000円となります。

次に、資本的収入及び支出でありますけれども、資本的収入はございません。資本的支出は、ゴルフ場の備品更新など1,407万2,000円であります。この結果、収支残は1,407万2,000円の不足となりますが、これにつきましても、過年度分損益勘定留保資金などにより補てんすることとしております。

次に、10ページをお開きください。

大きな2番の主要事業の概要でございます。

まず、(1) の企業局新エネルギー導入事業であります。

これは、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電とダムの維持流量を活用したマイクロ水力発電の導入に取り組むものでございまして、全体の予算額は9,550万円を計上しております。

内訳は、まず㊦①の「太陽光発電設備の設置」であります。

これは、新たに出力90キロワット規模の太陽光発電設備を新富町の一ツ瀬川県民スポーツレ

クリエーション施設の駐車場敷地に設置するもので、予算といたしましては8,550万円を計上しております。これは、21年度に日向市の工業用水道配水池に設置いたしました出力30キロワットの太陽光発電設備に続くものであります。

写真をごらんいただきますと、クラブハウスに隣接する駐車場の北側、青で着色しておりますけれども、この部分に設置する予定でございます。

次に、②の「マイクロ水力発電設備の設置」であります。

延岡市の祝子川にございます祝子ダムでは、ダム下流の河川環境を維持するために、維持流量として常に一定の水を放流しております。企業局では、この維持流量を利用した出力33キロワットの小型の水力発電設備を設置することといたしまして、今年度に工事に着手し、来年度に完成する予定であります。平成22年度、今年度の予算として1,000万円、平成23年度の予算として1億720万円、合計で1億1,720万円を継続費として計上いたしております。

写真をごらんいただきますと、左側の写真(a)のほうですけれども、祝子ダムの航空写真であります。ダムから弓なりに表示しております赤白の点線ですが、これは下流にあります祝子発電所、約6キロ下流にございますけれども、この発電所に水を送る隧道をあらわしております。この隧道の途中から右のほうに分かれた先の黄色の丸印がありますが、その部分に発電設備を設置するものでございます。

右側の写真(b)のほうは、設置予定と同じ型の水車発電機でございます。

なお、マイクロ水力発電につきましては、県営のダムでは初めての取り組みとなります。

次に、11ページをごらんください。

(2)の④次世代エコカー導入事業であります。

知事部局が取り組む「低炭素社会の実現」に向けた事業と連携しながら、環境に配慮した事業の推進を掲げる企業局の企業姿勢を示すために、普通車クラスの電気自動車1台を購入いたしますとともに、充電設備として急速充電器などを設置するものでございます。この急速充電器は、知事部局で設置を予定しております太陽光パネルから発生した電気を利用した設備といたしまして、県庁本館周辺に設置することとしております。予算といたしましては、1,273万9,000円を計上しております。

次に、(3)の企業局地域振興貸付金でございます。

これは、平成18年度から21年度までの4年間、森林整備事業の財源として総額12億円を一般会計に低利で貸し付けてきたところでありまして、21年度で貸付期間が終了いたしましたことから、再びこの平成22年度から25年度までの4年間、総額で同じく12億円を貸し付けることとしたものであります。予算といたしましては、今年度は3億円を計上しております。

次に、(4)の企業局「新みやざき創造」支援事業貸付金であります。

これは、「新みやざき創造計画」に基づく施策の推進を支援するために、平成19年度から22年度までの4年間、企業局の業務に関係の深い事業に対しまして、一般会計に低利で貸し付けるものでございます。その下の米印にありますように、平成22年度は環境関連事業に2億円を予定しておりましたけれども、1億円を増額しまして、3億円を計上したところでございます。この結果、当初は4年間で総額11億円を予定しておりましたが、総額12億円としたところで

ございます。

次に、(5)㊸一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設開業20周年記念事業でございます。

このゴルフ場がことしの11月で開業20周年を迎えますことから、記念コンペ等を実施するものでございます。予算といたしまして、105万円を計上させていただいております。

次に、(6)緑のダム造成事業であります。

この事業は、先ほど電気事業のところでも御説明いたしましたけれども、企業局の発電に係るダムの上流域の未植栽地等を購入いたしまして、水源涵養機能の高い森林として整備するもので、今年度は、山地の購入費用やこれまでに取得した167ヘクタールの管理費用なども含めまして、8,704万円を計上しております。

次に、12ページをごらんください。

(7)といたしまして、知事部局等への経費支出額を取りまとめしております。

先ほど申し上げました貸付金のほかに多目的ダム管理費用など、22年度の小計の欄ですが、総額で12億7,208万8,000円を知事部局に支出することにしております。

また、その下の市町村への交付金2億1,478万6,000円や地方消費税を含めると、合計で15億1,524万9,000円の支出となります。

次に、資料の14ページ以降に、事業会計別に当初予算を計上しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○萩原委員 一つ、ちょっと控え目に聞きます。10ページ、㊸太陽光発電設備8,500万円かかるんですが、これの償却はどの程度で、売電されるんでしょうけれども、年間どのぐらい売電

できるのか、その辺の話がわかりましたら教えてください。

○相葉工務課長 まず、この太陽光の8,550万円の関係でございますけれども、補助金が1キロワット当たり40万円事業費として補助してもらえることになっておりまして、国庫補助を3,600万円余りと見込んでおります。そのほかの自己資金といたしまして、4,950万円を投入するわけでございますけれども、売電収入が1キロワット当たり売電する分につきましては24円で、これは国の制度がございまして、電力会社を買っていただけることになっております。それを考えますと、大体初期投資の回収というふうに見るのが、大体22年で回収できるんじゃないかというふうに見込んでおります。

○長友委員 あわせて、その下のほうのマイクロ水力発電ですけれども、これも結構、上の太陽光発電が90キロワットに対して33キロワットですけれども、かかる費用というのはやっぱり1億1,720万円ということで、かなりの高額になるかと思えます。これの同じような償却といえますか、その辺はどんな感じになるんでしょうか。

○相葉工務課長 このマイクロ水力発電につきましては、同じ補助事業でございますけれども、これで2分の1の事業費の補助がございまして、国庫補助を今のところ5,860万円と見込んでおります。したがって、自己資金の投入が6,660万円というふうになりますが、この水力の売電料金といえますか、これにつきましては、九州電力とこれから協議することになっております。現在のところ、発電しました電気は高圧の配電線につながりますが、現在、高圧の配電線の電気料といえますか、九州電力さんへのこちらが買う場合には大体10円ぐらいになっておりますの

で、同じ料金で買っていただけると、これは計算いたしますと、初期投資は17年で回収できる見込みとなっております。これはどういうわけかといいますと、年間発電電力量が、マイクロ水力の場合は、水が非常に豊富であれば、24時間365日発電ができるわけでございます。年間約20万4,000キロワットアワーの発電を見込んでおります。太陽光につきましては、先ほどちょっとございましたが、昼間だけしか発電できないというのがございまして、年間では10万、半分ぐらいの、出力は3倍ぐらいなんですけれども、発生電力量といいますのは、年間10万8,000キロワットアワーぐらいを見込んでおります。したがって、経済効果とか投資効果をいろいろ計算いたしますときには、ベースとしましては、年間発電電力量というのが基礎になってまいりますので、こういった事業を考えました場合には、初期投資といたしましてはマイクロ水力は多少高くつきますけれども、ただ、売電電力量が大きいので、投資効果としては、採算性としてはマイクロ水力のほうがよくなっていくというふうな傾向にございます。

○満行委員長 ありませんか。

それでは、以上をもちまして企業局を終わります。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時5分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長

会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございまして、主な事項についてのみ御説明申し上げます。

まず、1ページの(5)閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜、委員会を開催するものであります。

なお、原則として1回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には、委員会を開催しないこともあり得るという趣旨であります。

次に、2ページの(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページの(12)の調査等についてであります。

まず、アの県内調査についてであります、3点ございます。

1点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということでもあります。

2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものでございます。

3点目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣

県を調査できるというものであります。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元の資料のとおりであります。

活動計画（案）にありますとおり、県内調査を5月20日木曜日から21日金曜日、5月25日火曜日から26日水曜日の日程で実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として平成22年度文教警察企業常任委員会調査候補地を配付しております。この資料を含めて、調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

また、県外調査につきましても、何か御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思っております。

では、ここで暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時13分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時14分閉会